

令和8年度

富野じん芥埋立処分地施設押え盛土造成工事

仕 様 書

令和8年4月

夕 張 市

第 1 編 総則

1 適用範囲

本仕様書は、夕張市（以下、「本市」という。）が発注する夕張市一般廃棄物処理施設押え盛土造成工事について定めるものとする。

2 工事の名称

富野じん芥埋立処分地施設施設押え盛土造成工事

3 業務の目的

本工事は、「夕張市一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書」に基づき、富野じん芥埋立処分地施設における施設延命化の一環として、押え盛土の造成を目的とする。

4 工事場所

夕張市富野じん芥埋立処分地施設（夕張市富野国有地内）

5 工事概要

押え盛土 下段 L=131.32m H=2.5m（土量：1,100 m³）（整形工：870 m²）

上段 L=207.24m H=2.5m（土量：2,400 m³）（整形工：1,530 m²）

仮設工 敷き鉄板 L=130m

法面勾配 1：2.0

天端幅 2m

※押え盛土について、下段造成後に富野じん芥埋立処分地施設で埋立している廃棄物を用いて、上段造成ができるまでの高さまで寄せることも併せて依頼したい。

6 工事期間

契約締結日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）まで

7 関係法令等の遵守

受託者は、本工事の遂行に当たり、次の基準等に準拠すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）、同施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）、同施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）
- (2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- (3) 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）ほか環境関連法令、同条例等
- (4) 最終処分場性能指針
- (5) 最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版
- (6) 最終処分場残余容量算定マニュアル及び参考資料
- (7) その他関連する法令

8 秘密の保持と中立性の確保

受託者は、本工事の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、工事施工業者としての中立性を確保しなければならない。

9 協議及び報告

受託者は、本工事の実施に当たり、本市と綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行うものとする。

10 資料の貸与

本工事の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うが、現在、本市が所有し、提供可能な資料等はこれを提供する。

11 技術者の通知

本契約に係る工事の履行に際し、自社の社員（令和8年4月1日時点で3か月以上の雇用関係がある者）で管理技術者を配置し、工事の全般について技術的な管理を行うこと。

12 仕様書不適合の場合の修正義務

処理した又は処理中の工事が仕様書に適合しない場合に、本市が修正を要求したときは、受託者はこれに従い、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

13 工事内容の変更

本市が工事上必要と判断した場合又は本市と受託者による協議による場合は、工事内容を変更することができる。

14 疑義の解決

受託者は、仕様書の内容について疑義のあるとき又は本工事を履行中に疑義を生じたとき、並びにこの仕様書に定めのない事項については、すみやかに本市と協議を行い、本市の意図を十分理解し、工事の履行に支障が生じないようにしなければならない。

15 業務管理

受託者は、契約締結後速やかに工事計画書を作成し、本市の承諾を得るものとする。

16 提出書類等

受託者は、次の関係書類を遅滞なく提出するものとする。

(1) 工事着手時

イ 工事着手届

- ロ 工事計画書
 - ハ 工程表
 - ニ 主任技術者等名簿（経歴書添付）
- (2) 工事完了時
- イ 工事完了届
 - ロ 工事写真

17 検査

- (1) 受託者は、本工事の遂行後、所定の手続を経て本市の検査を受けなければならない。
- (2) 本工事は、検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない